

3分で分かる 相続対策のキモ（肝） ～その11～

相続対策に欠かせない 遺言書作成件数の増加

● 自筆証書遺言作成件数の増加

平成30年の民法等の改正において、自筆証書遺言についての方式緩和や法務局での保管制度が開始され、自筆証書遺言のデメリットの大半をカバーする内容になっています。具体的な内容は以下のとおりです。

① 自書でない財産目録を添付して自筆証書遺言を作成できるようにしました。

高齢者の人が遺言書を自筆証書によって作成しようとする場合、遺言書本文だけ自書し作成することができ、負担が大幅に軽減されます。自筆証書遺言の方式の緩和については、平成31年1月13日から施行されています。

② 自筆証書遺言は、令和2年7月10日から法務局で保管制度が開始しています。

自筆証書遺言を法務局に保管してもらうことで、遺言書の改ざんや紛失リスクの回避、相続開始後の検認手続省略可など、自筆証書遺言のデメリットは解消されます。

③ 遺言の必要性が特に強いと思われる場合

一般的に言えば、ほとんどの場合において、遺言者が、自分のおかれた状況や家族関係をよく頭に入れて、それにふさわしい形で財産を承継させるように遺言をしておくことが、遺産争いを予防するため、また後に残された者が困らないために、必要なことであると言ってよいと思います。ただし、下記のような場合には、遺言をしておく必要性がとりわけ強く認められる、といえましょう。

- 1) 子がなく、配偶者と兄弟姉妹が相続人となる場合（兄弟姉妹には遺留分が認められていないので、遺言書どおり相続させることができる）
- 2) 先妻の子と後妻（子がいる場合を含む）がいる
- 3) 子の中で特別に財産を多く与えたい者がいる、又は財産を与えたくない子がいる、相続権のない子の嫁、孫や兄弟姉妹などに遺産を与えたい
- 4) 会社オーナーで後継者へ自社株を確実に相続させたい
- 5) 内縁の妻や認知した子がいる

【参考】 令和5年公正証書遺言作成件数 118,981件、 令和6年自筆証書遺言法務局保管件数 23,382件

（文責：山本和義）